

旧制度

団体傷害保険・レジャー生活総合保険

(団体総合生活補償保険(標準型))

パンフレット

Attention

※継続専用商品のため
新規加入、保障の増額は
できません。

今回の改定点

- 「携行品損害」の保険金お支払基準を「時価額」から「再調達価額」へ変更します。
- ファミリーコースのうち「FA2、FB2、FC2コース」を廃止します。

保険期間：令和9年1月1日午後4時から令和10年1月1日午後4時まで1年間

契約者：株式会社 東芝

旧制度の概要と今年度のお手続きについて

■ 保険期間 令和9年1月1日午後4時から令和10年1月1日午後4時まで1年間

保険料は令和9年1月の給与から控除を開始します。

変更の手続きがない場合は、原則として前年と同等の保障内容にて自動的に更新します。なお、退職時には脱退となり、ご継続いただくことはできません。

■ 旧制度 団体傷害保険(1口あたり)の保険金額・保険料

(団体総合生活補償保険(標準型))

(加入限度口数:5口)

傷害死亡・後遺障害保険金額(注1)		傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	月払保険料
交通事故(注2)	その他の事故 (天災事故含む)	1日あたり (天災事故含む)	1日あたり (天災事故含む)	
900万円	300万円	2,600円	1,600円	460円

傷害手術保険金は入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外に受けた場合は傷害入院保険金日額の5倍が支払われます。

(注1)傷害死亡・後遺障害保険金額は、通常の傷害補償部分:300万円、交通事故危険のみ補償特約部分:600万円にて構成されています。

(注2)天災事故に起因する交通事故はその他の事故と同額の保険金額となります。

※左記は職種級別A(一般事務員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※団体割引率等約69%が適用されます。(団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。)

■ 旧制度 レジャー生活総合保険の保険金額・保険料

(団体総合生活補償保険(標準型))

(加入限度口数:1口)

ご加入コース		個人賠償責任	携行品損害	ホールインワン・アルバトロス費用	月払保険料	
パーソナルコース	PS	1億円限度（ご家族含む）	ナシ	ナシ	110円	
	PW		30万円 （本人のみ） 免責金額 3,000円		200円	
	PA			30万円（本人のみ）	340円	
	PB			50万円（本人のみ）	430円	
	PC			100万円（本人のみ）	650円	
ファミリーコース （家族型）	FS		ナシ	ナシ	110円	
	FW		30万円 （ご家族含む） 免責金額 3,000円		250円	
	FA1				30万円（本人のみ）	390円
	FB1				50万円（本人のみ）	480円
	FC1				100万円（本人のみ）	700円

※パーソナルコースにはご本人の傷害死亡・後遺障害保険金額100万円、ファミリーコースにはご家族全員の傷害死亡・後遺障害保険金額35万円がセットされています。

※ご家族とは本人の他次の方をいいます。

・本人の配偶者
・本人または配偶者と同居の親族
・本人または配偶者と別居の未婚の子
(詳しくは「契約概要のご説明」の「1.(1)商品の仕組み」をご参照ください。)

※左記は職種級別A(一般事務員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

※団体割引率等最大約69%が適用されます。(団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。)

個人賠償責任、携行品損害、ホールインワン・アルバトロス費用のご継続にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご継続ください。

携行品損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払しない主な場合」をご参照ください。

①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

■ ご注意事項 (団体傷害保険・レジャー生活総合保険共通)

- ・新規加入、保障の増額はできません。
- ・ご加入コースの変更はできません。
- ・退職時には脱退となり、ご継続いただくことはできません。
- ・脱退後の再加入はできません。
- ・変更の手続きがない場合は、原則として前年と同等の保障内容にて自動的に更新します。

■ 本年度のお手続きについて

お手続きは東芝保険サービスのお問合わせ先ならびに東芝保険サービスの窓口で受付しております。下記に該当する方は、いずれかにご連絡ください。

①旧制度を脱退し、せいかつ(生活)保障プランへご加入される場合

②旧制度に加入したまま、せいかつ(生活)保障プラン・所得長期補償コースまたは介護保障コースに新たにご加入される場合

※旧制度に加入したまま、せいかつ(生活)保障プラン 病気・ケガ保障コースにご加入することはできません。

③従業員本人が下記の職業職種に該当されるようになった方および該当されなくなった方

自動車運転者(助手を含みます。)、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員に該当するご職業の方(※なお、その他危険な職業(注意喚起情報のご説明2.(2)<ご契約の引受範囲外>に記載のご職業)に該当する方は、継続加入をお引受けすることができません。)

④脱退される場合

■ 保険金をお支払いする場合（傷害保険金）

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 団体傷害保険の「交通事故危険のみ補償特約部分」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注) 団体傷害保険の「交通事故危険のみ補償特約部分」には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りします。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (※) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

特約の 説 明	セットする特約	特約の説明
	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	天災危険補償特約 (団体傷害保険の交通事故危険のみ補償特約部分とレジャー生活総合保険の傷害保険部分を除く)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
	家族型への変更にに関する特約（ファミリーコース（家族型））	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

【※印の用語のご説明】

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（※）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
 - ③継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りします。なお、電話診療は含みません。
- 「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したもの）、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等*（※）
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等*（※）
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
- ④乗客として交通乗用具の改札口に入って改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故*（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りします。）
- ⑥交通乗用具の火災
- （※）1. 立禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*（※1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為*（※2）
 - （※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （※2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。）以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）
 - ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的な事変をいいます。

■ 保険金をお支払いする場合（傷害保険金以外）

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
個人賠償責任危険保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	保険期間中の次の①または②の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①被保険者の居住の用に供される住宅 ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより 代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額 [*] (注1)1回の事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。						
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^{(*)1} に損害が発生した場合 (*)1「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^{(*)2} をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*)2「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額－免責金額 [*] (1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額 [*] によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額 [*] によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格差損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場 [*] において被保険者が達成した次のホールインワン [*] またはアルバトロス [*] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者[*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[*]等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[*]等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr></table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴していない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 ^{(*)1} イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場 [*] に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ [*] に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^{(*)2} またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン [*] またはアルバトロス [*] を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*)1贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (*)2自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。
区分	目撃者							
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には下枠記載の方をいいます。)							
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ [*] 等。具体的には下枠記載の方をいいます。)							

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額						
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	（前ページからのつづき） （※1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 （※2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。							
	<table><tr><th>区分</th><th>署名または記名・押印が必要な方</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	
	区分	署名または記名・押印が必要な方						
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者							
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者							

【※印の用語のご説明】（前項に掲載のものを除く。）

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「アルパトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額を言います。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 （傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金） ★傷害補償（標準型）特約	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（団体傷害保険の「交通事故危険のみ補償特約部分」およびレジャー生活総合保険以外には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ＜家族型への変更に関する特約セット部分＞ 上記に追加される事由 ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ ＜交通事故危険のみ補償特約セット部分＞ 上記に追加される事由 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ 上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 など

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任危険保険金 ★個人賠償責任危険補償特約	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、強姦、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)) ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

【※印の用語のご説明】(前項に掲載のものを除く。)

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)

・交通事故危険のみ補償特約

(*) いずれもそのための練習を含みます。

- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」	
1. 補償対象外となる運動等 山岳登山(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	3. 補償対象外となる主な「携行品」 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など
2. 補償対象外となる職業 オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業	

・この保険は株式会社東芝が保険契約者となり、ご加入をご案内している団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<共同保険>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。(令和8年6月時点、変更がある場合には東芝保険サービスのホームページ等でご案内いたします。)

三井住友海上(幹事会社) 10.0%、損害保険ジャパン64.6%、東京海上日動10.9%、あいおいニッセイ同和損保14.5%

<個人情報の取扱いについて>

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
 - ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
 - ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
 - ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため
- 詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

<東芝保険サービス株式会社の個人情報の取扱いについて>

当社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内、かつ適法、公正に利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。詳細は、当社のホームページをご覧ください。
(<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/company/privacy/>)

<引受条件（ご継続できる条件）>

- ・お申込人となれる方は株式会社東芝および所定の東芝グループ会社の正規従業員に限りです。
 - ・この制度で被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社東芝および所定の東芝グループ会社の正規従業員本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。なお、「レジャー生活総合保険のファミリーコース（家族型）」においては、被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社東芝および所定のグループ会社の正規従業員本人に限りです。
- (*) 加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

<保険期間、更新に関する手続き>

- ・この保険の保険期間は令和9年1月1日午後4時から令和10年1月1日午後4時までの1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。また、正規従業員本人が退職された場合には、保険期間終了後以降継続して加入することはできません。
- ・自動継続の取扱いについて：前年からご加入の皆さまについては、脱退の手続きがない場合、今回の募集においては自動継続加入の取扱いとさせていただきます。なお、現在の加入コースを変更することはできません。
- ・ご変更後の内容は、webサービス「TISCOT」でご確認ください。

<保険金受取人について>

- ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ・傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<契約内容登録制度>

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
保険金をお支払いする場合に該当したときは、東芝保険サービスまたは引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- ・引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)1)をご提出いただい

てからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)2)を終えて保険金をお支払いします。^(*)3)

- (*) 1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (*) 2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*) 3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- ・保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ・法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・ 携行品損害保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

・被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

・30万円以下の保険金請求の場合、所定の診断書のご提出を申告書と病院の診察券の写で代替することがあります。

・申告書でご請求された場合でも、ご請求の内容によっては診断書のご提出をお願いする場合があります。

・医療機関発行の領収証は、後日確認資料としてご提出いただく場合がございしますので、保険金支払いが完了するまで保管ください。

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご継続に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご継続される前に必ずお読みいただき、ご継続くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご継続に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご継続の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましても、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

- 団体傷害保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。
- レジャー生活総合保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いする傷害補償に加え、特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常生活でのさまざまな事故を補償することを可能とした商品です。

■被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 - :被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	—	—
家族型(*2)	○	○	○

■保険金支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金支払われる事故 (○:補償対象 ×:補償対象外)	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約 セット	交通事故危険のみ 補償特約(*4)	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任 危険補償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*5)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・ アルパトロス費用 補償特約(団体 総合生活補償 保険用)	本人(*1)のみ

(*1) 加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*2) 家族型には、「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4) 団体傷害保険の傷害死亡・後遺障害保険金のみ。

(*5) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由が発生の時に
おけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態
が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払しない主な場合」とおりです。
詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。
なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない
場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払しない
主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通
保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際に
ご継続いただく保険期間については、加入申込書の保険
期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につ
きまは、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等
(ご継続後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲>
<ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご継続いただく保険金額につ
きまは、お渡しするパンフレットの保険金額欄および普通
保険約款・特約等にてご確認ください。
ご継続いただく保険金額につきましては、次の点にご注
意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収な
どに照らして適正な金額となるように設定してください。
場合により、お引受けできない保険金額・ご継続条件等
もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて
設定してください。公的保険制度の概要につきましては、
金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「交通事故危険
のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等
によって決定されます。お客さまが実際にご継続いただく
保険料につきましては、お渡しするパンフレットにてご確
認ください。

3. 保険料の払込方法について

お渡しするパンフレットをご参照ください。分割払の場合に
は、払回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、
保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい
金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて
ご払いいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料を
ご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、
その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参
照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご継続に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご継続される前に必ずお読みいただき、ご継続くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご継続に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご継続の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社東芝が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①被保険者(*)の「職業・職務」

(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。
また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご継続後にご連絡いただく事項)

■ご継続後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご継続後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、代理店・扱者にご相談ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。
また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の⑥または⑥いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には⑥によるものとします。

⑥家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

⑦この保険契約(*)を解約すること。

(*) 保険契約: その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご継続ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（標準型） 個人賠償責任危険補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険（標準型） ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 東芝保険サービス株式会社

■一斉案内期間中 令和8年9月1日～9月30日（土日・祝日を除く9:00～15:00）

0120-34-1048

■上記期間以外はこちら（土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～17:00）

0120-1048-11（外線：044-578-1042）

FAX番号：0120-402-089

その他ご意見・ご要望は

東芝保険サービス株式会社 お客さま相談室 **0120-994-899**

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

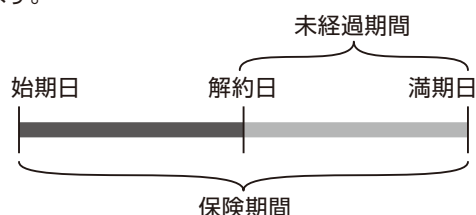
6.失効について

ご継続後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

<個人情報の取扱いについて>をご参照ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】 **0570-022-808**

受付時間【平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）】

携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「三井住友海上事故受付センター」

0120-1048-23

24時間365日受付（通話料無料）

web事故受付・ 保険金請求システム

（三井住友海上保険金請求WEB）

ケガ（団体傷害保険にご加入の方）・携行品（レジャー生活総合保険にご加入の方）の場合、webからも事故のご連絡や保険金のご請求手続きができます。インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は上記コードよりアクセスください。

（注1）本サービスは東芝保険制度せいかつ（生活）保障プランと共有システムです。

（注2）ご利用可能な内容の詳細はweb画面をご確認ください。

（注3）web手続きに関する利用料は発生しませんが、通信費はお客さまのご負担となります。



継続等にあたってのご確認

その1 ご加入内容確認事項

～ ご継続手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。～

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご継続いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご継続にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の東芝保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ☐ 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ☐ 保険期間（保険のご契約期間）
- ☐ 保険金額（ご契約金額）
- ☐ 保険料・保険料払込方法

2 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

- ☐ 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ☐ 加入申込書の「傷害保険職種級別に関するご確認」はご確認いただいていますか？
- ☐ 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入いただいていますか？

3 「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

- ☐ 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

4 次のいずれかに該当する場合には「加入申込書」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ☐ 東芝保険制度に加入される場合（お手続きについては東芝保険サービスにご連絡ください）
- ☐ 自動車運転者（助手を含みます。）、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員に該当するご職業の方
（※なお、その他危険なご職業（注意喚起情報のご説明2.(2)＜ご契約の引受範囲外＞に記載のご職業）に該当する方は、継続加入をお引受けすることができません。）
- ☐ 既にご加入されているがご継続されない場合

その2 東芝保険サービス株式会社の販売方針・推奨理由・告知受領権について

【販売方針】

東芝保険サービス株式会社では、損害保険の販売において、18社の商品を取り扱っています。その中でも、三井住友海上火災保険株式会社の団体総合生活補償保険（標準型）を推奨する理由については以下のとおりです。

【推奨理由】

東芝保険サービス株式会社では東芝グループの福利厚生制度として開発し運営されている三井住友海上火災保険株式会社幹事の「旧制度 団体傷害保険・レジャー生活総合保険」を提案する方針です。（受皿制度に関しては、新規加入はできませんので、既存保険会社の商品を案内します）

【告知受領権について】

東芝保険サービス株式会社では、損害保険の契約締結を行い、告知受領権を有します。お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載が事実と違う場合は、ご契約が解除になったり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

この保険商品に関するお問い合わせ

< 代理店・扱者 >

東芝保険サービス株式会社

〒212-8585
神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34 ラゾーナ川崎東芝ビル2階

■一斉案内期間中 令和8年9月1日～9月30日
(土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～15:00)

0120-34-1048

■上記期間以外はこちら
(土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～17:00)

0120-1048-11 (外線:044-578-1042)

FAX番号: 0120-402-089

その他ご意見・ご要望は
東芝保険サービス株式会社 お客様相談室
0120-994-899

< 幹事引受保険会社 >

**三井住友海上火災保険株式会社
東芝室**

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ

TEL 03-6849-6313

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ
同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可
を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上
あいおい損害保険株式会社」となります。